

和歌山大学システム工学部教員選考規則

制 定 平成 7 年 1 0 月 2 日

最終改正 平成 2 7 年 2 月 2 7 日

第 1 条 この規則は、和歌山大学システム工学部（以下「学部」という。）における教員の採用案、及び、昇任候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 教員の採用案については、学部長は採用計画書を作成し、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）に提出する。

第 3 条 昇任候補者については、学部企画・人事委員会で昇任案を作成し、構成員の 3 分の 2 以上出席の教授会において、過半数をもつて可決する。

2 学部長は、前項で決定した昇任案を教員組織運営委員会に提出する。

第 4 条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 1 0 月 2 日から施行し、平成 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 1 日一部改正）

この改正規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 2 月 2 7 日一部改正：法人和歌山大学規程第 1 5 9 7 号）

この改正規則は、平成 2 7 年 2 月 2 7 日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。